

## 令和6年度第1回

### 隱岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月20日（木）14時00分～15時30分

2. 開催場所 隠岐の島町役場 3階 302会議室

#### 3. 出席者

1号委員	角脇 一夫	富田 信吾
2号委員	吉山 明利	吉田 輝美
3号委員	池田 明生	
4号委員	常角 辰夫	佐藤 格丈
	石田 千恵	

#### 【事務局】

総務学校教育課長	金井 和昭
総務学校教育課総務係 係長	大上 達也
総務学校教育課総務係 企画幹	村尾 駿

#### 6. 欠席者

3号委員 吉崎英一郎

#### 5. 報告事項 隠岐の島町の小中学校の適正規模と配置

児童生徒数の推移と将来予測

検討委員会の設置と役割

#### 6. 会議の経過 別紙のとおり

#### 7. 会議録作成者 総務学校教育課 総務係 大上達也

## 別 紙（会議の経過）

【事務局】定刻より早いですが、本日出席予定の委員の皆様お集まりいただいてますので、検討委員会の会議に先立ちまして、委嘱状の交付の方をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

### 1. 委嘱状の交付

教育長より委嘱状が交付された

### 2. 教育長あいさつ

【野津教育長】教育長の野津です。いつもお世話なります先ほど隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会委員委嘱状をお渡しさせていただきました。9名の委員の皆様お忙しい方ばかりであるということは承知しておりますがご無理を言うことも多くあると思いますどうぞよろしくお願ひします。

隠岐の島町教育委員会では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画を策定し現在も実施してまいっております。本町もこの10年間で住環境であるとか、地域の状況などいろいろな変化を見ております。学校教育でも、最近の想定を超える暑さによる熱中症対策・コロナウイルス等の感染症対策、1人1台端末の対応、中学校の部活動の地域移行など様々な変化に対応している状況でございます。

今回の委員の皆様には、本町の小・中学校の適正な規模及び配置について様々な観点から調査検討いただき、これから本町の未来を担う子供たちにとって望ましい学校教育環境の方針を策定していただきたいと思います。そして教育委員会に報告いただいた方針をベースとして、本町の次期計画策定に繋げたいと考えております。委員の皆様お忙しい中ご負担をおかけいたしますが、最後までどうぞよろしくお願ひします。

【事務局】教育長、退席いたします。

●教育長退席

### 3. 自己紹介

事務局より順番に自己紹介をした。No.6吉崎委員については、本日欠席の報告があった。委員の自己紹介後、資料の確認及び本日の会議の終了時刻を15時30分に設定していることを共有した。

### 4. これまでの経過報告

【事務局】ありがとうございました。それでは会議に入る前に、会議資料の確認をさせてください。『レジュメ』の方、ホッチキスとめのものが1つと検討委員会の『会議資料』と『教育の方針と事業』あと、本日机の上に置いてお配りしております右肩に別紙と記載した1枚ものの紙、『これまでの経過』というものを準備しております。皆さん資料がありますでしょうか？

本日の会議の時間終了時刻を15時30分に設定しておりますので、皆様進行のご協力のほどよろしくお願ひいたします。それでは早速ですが「4. これまでの経過報告」事務局よりご説明いたします。

【金井総務学校教育課長】資料の方は会議資料、そして本日お配りしました別紙というものを、この2つを使って、説明をさせていただきたいと思います。まず紙1枚もののこの別紙をご覧いただきたいと

思います。

No. 1 のところです。平成19年の4月でした磯小学校が新たに開設というふうになっております。これは下西小学校、今津小学校、加茂小学校3校が1つになった新たな学校ということで誕生したところです。

No. 2 です。平成22年4月です。項目としては4項目ありますが上から順に説明いたします。まず西郷小学校への統合というところでこれは飯田小学校、大久小学校この2校が西郷小学校への統合というふうになっております。次に北小学校の開設です。こちらにつきましては中村小学校、布施小学校この2校が、1つになりました北小学校というふうになっております。続きまして都万小学校への統合です。こちらは那久小学校が都万小学校へ統合されております。西郷南中学校への統合、こちらはですね中村中学校、布施中学校、この2校が西郷南中学校に統合となったというところで、この平成19年4月、22年の4月のところが、平成のところの大きな学校数の動きがあったというところになっております。

続きましてNo. 3、No. 4、網掛けしておりますが、この部分については、会議資料の18ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、平成28年3月3日に当時の隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会から報告がありました答申書となります。20ページをご覧いただきたいと思います。20ページのI. はじめに・経緯の2段落目をご覧いただきたいと思います。検討委員会に諮問された事項は教育効果の図れる隠岐の島町立小中学校規模の適正化ですが、具体的には、①適正規模として1学年当たりの学級数、1学級当たりの児童生徒数について②適正配置として学区の見直しや学校の統廃合についてこの2点について望ましいあり方を検討していただいたところであります。

22ページをご覧いただきたいと思います。こちらが、検討していただいた結果の答申事項となってます。先ほど申し上げました検討事項の1点目、適正規模として1学年当たりの学級数が1学級当たりの児童生徒数については、(1)適正規模のところに記載してございます。隠岐の島町立小学校において教育効果を図りやすい規模としての1学年当たりの学級数は、小学校中学校とも1学年1学級以上が望ましい。1学級あたりの児童生徒数は小中学校ともに10人前後を籍していることが望ましいが、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて少人数校の存続もやむを得ない。とされております2点目の適正配置としての学区の見直しや学校の統廃合につきましては(2)適正配置になります。

上記適正規模を実現するために、小中学校ともに学区の見直しは行わず現在の学校数を存続することが望ましい。今後適正規模を下回る小中学校が数校発生することが予想されるので地域性地理的条件等を考慮し、次回の計画で検討することが望ましいとの答申をいただいたところです。これにつきましては、別紙に戻ってNo.5をご覧いただきたいと思います。平成28年の8月ですが、先ほどの答申に基づきまして、教育委員会の方では計画期間が平成28年度から令和7年度末までの隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画というものを策定しております。答申に沿った形で、本町における小中学校の規模適正化の基本方針としまして、今後10年間は統廃合を行わない小学校7校中学校4校の魅力ある学校作りを進めていくこととしております。

またこの計画の中では、中間地点での再点検にも触れております。5年後を目途に必要であれば規模適正化基本計画の見直しを実情に合わせ検討する必要があるというふうにしているところであります。

次に、No. 6 No. 7 になります。先ほどの中間地点の再点検に関する部分になりますが、基本計画の中間年であります令和3年8月小中学校規模適正化検討委員会に対しまして、隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画の見直しについて諮問を行っております。この検討委員会の中で検討いただき、令和3年12月に委員会の方から答申をいただいております。

会議資料の72ページをご覧いただきたいと思います。令和3年12月に答申した答申書になります。76ページをご覧ください。76ページの下段からです。79ページにかけて5点について答申の内容が記

載されております。まず順に説明いたしますが、76ページ下段のところです。

1点目中条小学校と有木小学校との統合についてです。77ページの上段に移っていただきたいと思います。答申の内容としましては有木小学校については、計画策定時からかなりの児童数の減少が見られているが今後は一応増加していくことが見込まれている。中条小学校と有木小学校における令和9年度の児童数を考えると統合については、現時点では計画のとおり必要ないと考えるとされております。

次に2点目の西郷南中学校との小中一貫教育が可能となる統合小学校についてです。答申の内容としましては、西郷南中学校だけが4小学校の校区となっております。そこでそれぞれの小学校において地域性がかなり残っており、各小学校には地域と関わりを持つということを大切にして学校運営に取り組んでいただきたい。現段階での統合小学校は計画のとおり難しいものと考えられる。とされております。

次3点目です北小学校の他校への統合についてです。答申の内容ですが、計画期間中は統廃合を行わないこととしている。しかし、北小学校については、数年後には児童数が減り、事務職員や教員も減員されるなど、大変厳しい状況が見込まれている。これを踏まえ、北小学校の他校への統合について、教育委員会事務局は、保育園を管轄する保健福祉課と連携し、保育園、小学校の保護者の方や、中村地区、布施地区の地域の意見を聞きながら、早急に検討していくことが望ましいとされております。

次4点目です。78ページになります。西郷小学校の通学区域の見直しについてです。答申の内容は西郷小学校と平成19年度に統合した磯小学校のそれぞれの学校において状況に変化はないことから特に問題はないものと考えるというふうにされております。

最後5点目になります。少人数となることが見込まれる地域の小中一貫教育の推進についてです。答申の内容ですが、現在の計画策定当時から各学校において普通教室や特別教室への空調設備、トイレの洋式化、Wi-Fiの整備等の施設整備が進んでおり、大きく状況が変わってきている。このことから小中学校を併設した小中一貫教育については、この計画期間中に推進する状況ではなく、将来的な目標とするものとし、当面は現在行っている小・中学校の連携をより一層充実させていただきたいとの5点についての答申をいただいたところです。

このうちですね、3点目の北小学校の他校への統合につきまして、令和4年度より議論を重ねてまいりましたが、先ほど佐藤委員の方からもありましたように、現在は、白紙の状態となっております。以上がこれまでの経過というなります。

【事務局】はい。1次では統廃合を進めてきたということ、あと2次の計画のところでは、統廃合をしないという計画があったということでご説明がありましたけれどもここで質問等がございましたら、お聞きしたいと思います。

【委員】内容の話ではないんですけど、この委員会は、教育委員会の諮問機関ってことになるんですか。

【事務局】また後ほど、今回の検討委員会の設置要綱について説明をさせていただきたいと思っておりましたが、今回の検討委員会へ諮問機関というものではなくて、意見を頂戴する委員会というような位置付けて教育委員会の方は考えております。

【委員】諮問機関、適正規模と学校配置、これは適正化検討委員会でずっと行ってきてたじゃないですか、これはまだあるわけですからこことは別ものですか。

【事務局】設置要綱の、3ページのところをご覧いただきたいと思います。1番最後のところです。こ

の告示は公布の日から施行するということをしておりまして、5月30日に、隠岐の島町教育委員会、教育委員さんが集まって議案審議していただく教育委員会会議というものがあります。こちらの方でこの新たな設置方法を提案して認められております。それと同時に、これまでありました小中学校の規模適正化検討委員会設置要綱につきましては廃止をする上で、新たにこの小中学校のあり方に関する検討委員会を設置するという流れとなっております。

【委員】意味合い的には一緒ですか。別物ですか。名前が変わっただけなのか、今までの検討委員会みたいなのはもう一旦廃止にして別々ってことですか。ここは諮問機関ではなく意見聴取してもらうっていうことの認識でよろしいですか。

【事務局】レジュメの2ページをお願いします。2ページの第2条の設置のところをご覧いただきたいと思いますが、隠岐の島町立小中学校の適正な規模および配置について調査検討をいただきたいと。その後は、児童生徒にとって望ましい学校教育環境の方針を作成するためこの委員会を設置します。検討委員会の皆様におかれましては、特にこの第3条第1号になりますが、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する基本的な考え方、これを、先ほど第2条で申し上げましたように調査検討していただきます。その検討結果を教育委員会の方に報告していただくという形をとらせていただきたいと考えております。

【委員】すみません。先ほどの説明のその小中学校のあり方というのが、ちょっとなかなか理解しにくいと。

【委員】一緒です。

【委員】そのあり方とは、適正な規模と配置について、計画というか、私たちで決定していくことなのか、それとももっと幅広く隠岐の子どもたちをどうしていこうかというところまで入っていく。そのところが、ちょっと曖昧で、あり方という言葉をどう解釈したらいいか。

【事務局】当然、適正な規模であるとか適正な配置についてこれはもちろんです。もう一つは、現在の計画が令和8年の3月で計画期間が終了するようなものになっております。ということは8年4月以降、先を見据えた、10年先ぐらいを見据えたところの規模・配置そしてまた、学校教育環境がどうあるべきかというところまでを、検討いただければと思います。

【委員】つまり隠岐の子どもたちにとってどういう教育環境が必要であろうか、その中で小中学校の学級の人数とか、学校の配置とかも含めて、隠岐の子どもたちをどう育てていくかというような、そのような感じで考えているのですか。

【事務局】はい、そうですね。

【委員】北小と中条の統合、そういう問題もあったんだけど、それはもう白紙戻したので、もう一度隠岐の島町全体を見渡して隠岐の島町の子供たちをどう育てていったらしいかとか、どういう環境で学校を設置したらしいだろうかというようなことですか。

【事務局】はい、そうです。

【委員】すみません。率直な疑問なんですが、北小と中条の話は白紙になったんですか。

【事務局】これは先ほどですね、別紙のところでの7番目です。検討委員会からの答申のところで統合を検討していくべきということになって、教育委員会の方で話をさせていただいておりましたが、昨年度、まず議会の方に自治会、区長会の方から陳情（正確には請願）があり、議会の方で採択されたというところが一つ。それともう一つは、該当地区の保護者でありますとか、地域の方自治会、区長会の方々のご意見を伺いながら、最終的にはですね、当時の保護者会からのアンケートという形で、統廃合については、そのときには反対だというような数の方が結果としては多かったです。そういったところに重きを置いてですね、町の方で考えていた、統廃合の方針については取り下げるという形で現時点では白紙の状態ということになります。

【事務局】これまでの経過報告のところで何か他にありますでしょうか。

【委員】何回もすみません。この今の「あり方」に関してのことなんんですけど、ここはちょっと明確に謳っていただきたいんですけど、無理ですか。あり方っていう表記ですね。

【事務局】具体的に言うと、どういった形ですかね。

【委員】具体的に書いていただいた方が良さそうな気がするんですけど。あり方って言ったら何でも紐づけてあり方になりそうな気がするんですけど。そんなことないですか。すごく設置要綱がほわっとして見えるんです。

【事務局】児童生徒にとって望ましい学校教育環境の方針。学校教育環境、そういったところで規模であるとか配置というようなことを調査検討していると思ってます。

【委員】聞きますけど学校教育環境を具体的にどういったことですか。

【事務局】そういったものを事務局としてはある一定の方針、これをもって、皆さんに調査検討をお願いしますというものではなく、検討する内容につきましても委員の皆さんで提案いただいても結構です。そういったもので最終的な考えをまとめていただければというふうに思っております。

【委員】わかりました。逆にこっち側で、その『環境についての項目は決めなさいよ。』みたいな感じですか。これについて話しましようっていう具体的な、こういうやり方がいいんじゃないとかっていうその具体的なものですね。施設だとか、あと何だろう。通学路だとか、そういったこと細かいことに関しても、その何を話し合うかは、委員の皆さんで決めましょうよという感じですかね。

【事務局】何回かこの委員会は開催していただきたいと思ってます。次の回にはどういった内容を検討していただくというものを、またそのときに提案していただければ次の回、それが反映できるかなとい

う風に思いますが。例えば通学路に関して言うと、どういったことですか。

【委員】いや例えばですよ、例えば出した話なので、今思いつくものがなかったので。あり方とすれば、そういうのも含まれてくるじゃないですか。皆さん思わないですか。

【委員】おっしゃることはわかりますよ。その前の会議の名称は、規模適正化の規模をどのぐらいかという先ほど説明がありましたけど、明確にそういう名称だったのが、あり方っていう名前にはやっと変えたっていうのは、何かそこにどういう意図があって、どういうふうに変わるのかねっていうことですよね。

【委員】その辺すごく不安ですね。

【委員】私達もちょっとほわっとしてるっていうのは確かに感じてるところなんです。

【委員】あの委員会の名前はいいんですよ。あり方でもいいと思うんですけどちょっと要綱の所掌事務のところで、このあり方に関する基本的な考え方って言うのがなんかすごくほわっとして聞こえるので、ここもちょっと具体例で書いていただきたいなという要望です。できなければ仕方ないです。

【委員】この検討の中心は第2条のところの小中学校の適正な規模と配置についてこれを検討していくっていうのが、この検討委員会の中心になるんですよね。

【事務局】メインはそこになります。

【委員】そこが学校環境に結びついていく。あり方がちょっと、文言が何か幅広すぎて、我々自身が迷うので、はっきりと、適正な規模と配置について、今後5年10年先を見据えて検討するというふうな解釈で進めることができそうですが、どうですかね。

【事務局】そうですね基本的には適正な規模配置についてのあり方に関する基本的な考え方について、結局、児童生徒にとって望ましい学校教育環境方針これを作っていただければと。

【委員】この三つにしましょうか。適正な規模と配置と望ましい学校教育環境について中心に検討しながら、さらに他にもあれば議論していくこと。

【委員】意見を言いやすいのは、幅広い方が意見を言いやすい人っていうのは、私、学校にずっと勤務してたんですけど、退職して10年たって鑄びついてますけど、こういうのは規模とか適正化の中にはですね、いろんなものが学校の中の問題があるんです。そういう人間関係というのはどこにも出てきませんよね。だけど私たちはその現場に、現場の経験から言うと、子供が精神的に追い詰められている状態とか、そういうようなところは、数字では見えてこない。小さくても大きくても問題が起きるときは起きるんだけども。でも、何が一番いいかといったときに、もちろん地域の人の意見やいろんなことがあるだろうけども、子供を中心にものを考えたときに、支援が必要であるというような、表に出ないようなことや、あるいは思春期の問題とか、そういうことは出てこないんで、私は逆に言ったら広げてもら

ったら、そういうことも話し合いができるのではないか。それから地域の人や保護者の願いもすごく大事なんだろうけど、子供自体は本当にどんな思いで毎日過ごしてかっていうことを確認ながら日々あるのでそういう環境の中にも含まれる。そういうことですね。

【委員】そういう子供の何か、子供の世界の中で起きているいろんな問題にも目を向けながら、小学校中学校の適正な規模を考えていくと子供の問題に目を向けないと、我々の検討するあればないのでどんな問題が起きてるかっていうことも我々の中で検討していく必要があると。必要があれば学校訪問をして、授業を見せてもらったり、誰か先生方のお話を聞いたりすることも必要だと思う。

【事務局】そうですねこの委員の皆さん、こういったところを見たいとか、こういった資料が欲しいとかいうようなことになれば、そういうことも、準備はさせていただきたいと思います。

【事務局】すみません。そしたら今後のあり方に関する検討委員会の方では適正な規模適正な配置、要綱の第2条の方に記載してあることを中心に話を進めていけたらいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。役員選出なんですけども役員選出の前に、先ほど要綱については少し説明もありましたけど、設置要綱及び今後のスケジュールについて説明をさせていただけたらと思います。

【事務局】レジュメをめくっていただきまして2ページ3ページ目が設置方法となります。第2条第3条のところはよろしいでしょうかね。先ほど申し上げました通りです。

第4条の組織です委員会は15人以内の委員をもって組織すると定めております。第2項委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するというところで、第1号、学識経験者、第2号教育子育て支援関係者、第3号保護者代表者、第4号地域住民代表者、それと最後に第5号として、その他教育長が必要と認めるものというふうにさせていただいております。本日の資料の左側、先ほど自己紹介のときにご覧いただきました名簿、委員と書いてあるところ、9名の方が、この第1号から第4号に該当する方となります。その他教育長が必要と認めるものというような規定を設けておりますが現時点では、そういう方を委員さんの中に、入っていただく予定はないということにしております。

それと常角さん、佐藤さん、石田さんにおかれましては、町からの公募でお願いしますといった中で、手を挙げていただいた方になります。本来ですと、この町を8区に分けて最大8名の方この委員会の中に入っていただきたかったのですが、残りの5地区については、希望者がおられなかったというところで、検討委員会は9名で組織をしたいというふうに考えております。

要綱の方に戻りまして第5条になります。任期のことを規定しております。第3条に規定する事項について教育委員会に報告したときまでとするということで、日付をうたっておりませんが、先ほどお渡しいたしました委嘱状は令和7年3月31日となっているかと思います。次の計画を策定するにあたって、委員会の報告、これを逆算していくと、今年度末のところで報告をいただければありがたいというふうに考えているところです。

3ページに移っていただきます第6条です。委員会には委員長1名および副委員長1名を置くと委員長は委員の互選によって定める。副委員長は委員長が指名すると規定しております。

第7条です。委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となると規定しております。また会議は過半数が出席しなければ開くことができない成立しない。議事については委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また委員長が、必要と認めるときには会議に関係者の出席を

求め、説明または意見を聞くことにしております。先ほどご提案のありました、学校現場に行くとか、こういったことも、柔軟に対応させてもらいたいというふうに思います。

第8条については、委員の皆様には報酬および費用弁償を支給させていただきたいと考えております。

第9条のところで委員会の庶務につきましては、総務学校教育課の方で処理をするということを記載しております。事務局で会議の資料の準備とか、会議録の作成とかいうことを教育委員会総務課学校教育課の方でと考えております。

今後のスケジュールについてですが、複数回の委員会を開催していただきたいと考えております。その間に学校に訪問していただきたいりいろんな資料をもとに検討していただきたいりということを考えております。また、方法は決定しませんが、町民の皆さんのご意見を伺う機会、これが、例えば各地区伺って意見を聞く方法もあるでしょうし、あとはSNSだとか、年配の方とか、なかなか難しいということになれば、意見を書いて文書をいただくとかいうような、その部分まだ方法を決定しておりませんが、町民の皆さんのお意見を伺ってこれを委員の皆様に報告させていただく、こういったことも、考えております。

先ほど申し上げましたように任期のところで申し上げたように、今の計画が8年3月で切れます。切れ目のない、次の計画を策定するためには、今年度中に方針を決めていただき、報告いただければと思います。

ではレジメに沿って、役員選出についてです。先ほど要綱の第6条のところで説明しました。委員長は委員の互選によって定める。となっております。これは自薦でも他薦でも構いません。我こそはという方、または、この方にという方で委員長を決定していただければと思います。

【委員】その前に。前に聞いたかどうかちょっと忘れましたけれどもしっかり名簿ができて、今日も第1回目のこの委員会が開催されて、8地区からは公募したけれども、5地区の方からはなかった。自己紹介の中でも言ったんですけども、大きなところへ来たなっていう中で、本当に我々この少数精銳で、先生方、代表の方がおられますけれども、もうこのままいくのか。もう名簿ができたので、再公募はないかもわかりませんけれどもその辺の事務局の考え方、もしありましたら、教えて頂けたら。

【事務局】公募をこの町内8地区に分けて8名、最大8名の方ということで私どもの方は考えておりました。残念ながら5地区の方からは手が挙がってないって、こういう状況でありますが、私どもとしては、本当は出てきていただきたかったんですけど、先ほど申し上げましたように、この9人だけでというわけではなくて、地域の方、保護者の方の意見を伺って、この地域代表の方が3名なんんですけど、それにプラスするような意見を聴取した上で、皆さんのお声を、この委員の皆さんに届けるということに変えてですね、現在9名の委員さんで検討していただきたいといったところを考えております。

事務局の方で、この地区でできてないところからですね、どなたかお願ひしますというような声かける方法もあるかと思いますけど、そうしますとそれが良い面でもあり、悪い面もある。なかなか事務局の方から特定の方へ声をかけるということはよくないのかなという判断をしているところです。あともう一つは公募をやり直すということになりますと、また、ある一定の期間が必要になると思います。先ほど、今年度末までにお願いしますと言いましたが、決してこれ限定するものではないが、調査検討の方は、なるべく早いところから検討していただきたいというような思いを持っているところです。この9名の方、本日出席の8名プラス吉崎委員合わせて9名でお願いしたいと私の方は思っております。

【委員】出てきてない5地区いうのはどういうことですか。都万地区はおられますね。

【事務局】東郷地区、五箇地区、中条地区、布施地区、西郷地区なります。

【委員】これについては教育委員会の方でまた地区に出かけて行って、いろいろご意見を聞くということですか。

【事務局】そうですね。申し訳ないですが、出かける方法もありますし、それ以外の方法でも何か意見を、伺う方法があればどちらかを検討させていただきたいと。

【委員】実際にこの委員の中では9地区の地域代表の方で来られてない方もいらっしゃいますよね。例えば3番の吉山さんは五箇地区ということだけど意見を述べるのは、校長会として意見を述べられますもんね。

【事務局】そうですね。

【委員】あわせていいですか。地域住民代表者っていう形になってますよね。名簿No.7、8、9の3人地域住民ではあるんですけど、代表者となると、個人意見を述べるのか。その地域のまとまった主張するのか、これどちらで考えればいいですか。

【事務局】すみません第4条のところ第2項第4項で地域住民代表者となってます。ただ、ここですね本来、厳密に言うとちょっと代表者というつもりで、8地区公募したというわけではありません。地域住民という位置づけでそれぞれ個人の意見を発言していただく形でお願いしたいというふうに思います。

【委員】個人として意見を述べるということだね。

【事務局】はい。

【委員】代表者となると地域の意見を吸い上げてもらって持っていかなきゃ大変な作業。その発言については、地域の方々いろんな意見を踏まえて発言されてもいいわけですし、あるいは個人の考えを持つとってもいいわけです。ただいちいち、まとめて出すような大変なことですね。そこまでのことは考えておりませんということですね。

【事務局】はい。

【委員】今回、地区の住民代表者みたいになっていますけど、個人の見解で、発言してもと良いという認識でいいわけですね。

【事務局】よろしいですか。9名の委員の皆さんでという進めさせていただきたいと思います。

## 5. 役員選出

- 委員長： 角脇一夫委員 ※委員の互選により選出
- 副委員長： 吉田輝美委員 ※委員長の指名により選出

## 6. 現状と将来推計

【委員長】それではレジュメの6番ですね。現状と将来推計について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】では説明させていただきます資料は、会議資料をご覧いただきたいと思います。1枚めくついていただきまして、こちらが資料①、児童生徒数等の推移【要約版】です。こちら左側から統廃合、これが平成21年5月になります。右に移りまして、統廃合時というところで平成22年5月の数値となっております。1つ右いきますと、本年度令和6年5月1日の数字となっております1番右側が、今現在、具体的に出すことができる6年後、令和12年の見込みを記載しているところであります。それぞれ上が小学校。下が中学校。それぞれのところで児童数、生徒数ありますとか学校数、学級数また1学級平均、特別支援学級の数等を記載しております。

要約版としておりますが2ページにはですね、統廃合前になります。平成21年5月の各学校・学年別のですね、人数でありますとか学級数記載したものになります。

3ページに移っていただきますと、こちらが、統廃合時となります平成22年度の学校別学年別の数字を記載しております。

4ページが今年度、令和6年度の児童生徒数、学校・学級別に記載しております。それで5ページこちらが、元々は教育委員会から県へ提出する調査の資料となります。ただ、今年度、県へ提出した調査物はですね、令和11年までの数字になります。令和12年のところは、隠岐の島町教育委員会の方で1年多めに、数がわかるもので記載をさせてもらった資料となります。

5ページがそれぞれ令和6から令和12年度の小学校の、児童数とか学級数を記載したものとなってます。1枚めくったページから12ページまでのところが、各小学校の数字を記載したものとなってます。なお、令和6年度の数字につきましては、これは今年の5月の数字ですので、確定した数字となりますが令和7年度以降のところは、居住地から持ってきた数字となっております。実際のこの人数これになるということには限らないということはですので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、12ページをご覧ください。都万小学校の数字になりますが先ほど申し上げたように、この表というものは、県または国の方へ提出する調査の内容となってます。令和6年度のところ、右側ですね、複式学級のところ1と数字が入っております。国の考えでいくと複式学級であるべき学年が、都万小学校には存在しておりますが、島根県は、国の考えとは違って複式学級の考え方方が違っているので実際は都万小学校では複式学級とはなっていないということでご理解いただきたいと思います。

13ページ、こちらが、町内の4中学校の合計の数、令和6年から12年までのものとなってます。13ページから17ページにかけては、各中学校のそれぞれの数字を記載しているところです。

すみません、この資料の配布が、大変遅くなりまして昨日というところで皆さんじっくり見ていただくような時間なかったと思います。そういうところで、お詫びを遅くなりましたけど申し上げます。会議資料96ページからが、本町で定めております隠岐の島町教育大綱になります。令和3年3月に策

定して、こちらは、令和7年度までの5年間の教育大綱となっております。99ページの基本目標をご覧いただきたいと思います。我々としては、島を愛し、自ら未来を開くときにどう育てるか、ということを、目標としていろんな事業に取り組んでいるところであります。また3番目のところには基本方針として3点設けております。100ページに行きますと基本政策、具体的なことを記載しているところであります。

もう1つですが、令和6年度教育の方針と事業についてです。これは教育委員会の方で教育のいろんな分野がありますが、それについて、方針とか事業計画をまとめているものとなっております。また教育委員会の関係で、様々な委員審議会があります。そういうた委員の名簿等も載せているものです。お時間が許せばご一読いただきたいと考えております。以上です。

【委員長】はい、ありがとうございます。今事務局から今後の推移等について説明ありましたが、何かご質問等ありましたらお願ひします。

【委員】複式学級というのはどういう条件だったら複式学級ですか。

【事務局】島根県は、まず国、2学年合わせて一定の人数に満たないと複式学級となりますけど、島根県の場合は1・2年生、3・4年生と5・6年生、これを一つの区切りにして、その中で一定の人数に満たないときに複式学級となります。今現在、島根県の考え方としてはですね、1年生、2年生のところは合計で8名以下8人、3年生から上とかですね、3、4年5、6年のところはですね、16人以下となつたときに複式学級いうふうになっております。

【委員】会議資料69ページにあります。

【委員】隠岐の島町は県に従うって感じですか。

【事務局】そうですね。

【委員長】これによって教職員の配置数が決まってくる。

【事務局】例えばさっきの複式の考え方でいうと島根県は1・2年、3・4、5・6年と区切ってます。国の場合2年3年生でやって人数が満たなければそこで複式学級とか厳しいことがあります。

## 7. その他

【委員長】それでは特に質問は他にはないですかね。時間も迫ってきてますのでそろそろ締めたいと思いますが、次回の検討事項をある程度考えなければいけませんけど、平成28年度の答申で、1学年が1学級以上と、それから1学級あたり10人前後が望ましいという1学級当たりの児童生徒数が設定されてました。小学校も中学校も一緒になって、1学級当たり10人前後、これでいいのかどうか。それについて皆さん考えてきていただいたらと思います。1学級の数ですね、小中学生の1学級あたりの在籍数が10人について10年ぐらいそのまま生きてるわけですよね。先ほど事務局からの説明で6年後の数は、小学生と中学校生徒の数は出てきたわけですかねでも1学級あたり10人の在籍数をこのままいくのか、それ

とももう少し増やすのか。あくまでも基準として。どのくらいの数が望ましいか。子供の活動や心身の発達を考えた上で1学級の数がどのくらいが望ましいかっていうことを、またお考えいただいて次回に発言していただけたらと思います。それからもう1点、このあり方という面から、隠岐の島町の子供の教育についてどんな子どもに育ってほしいか。難しいけど、将来に向かってどんな子どもに育ってほしいかっていうことを皆さんから自由にご意見いただきたいと思う。例えば、「心身共にたくましい」とか、「自分の目標や夢に向かって頑張る」「隠岐を愛する」とか、「友達を大切にする」と色々あるわけですけども町の子供たちの5年後10年後向かって、どんな子どもに育ってほしいか、そこでまた学級の数、子供の数なんかも考えていくかなという気がしますけどいかがでしょうか。思いついたことで言ってるので当たらないことがあるかもしれません。

【副委員長】ちなみに参考までに、保育所の今現在、在籍数0から5歳まで、419名います。その内訳は、年長さんは5歳児ですけども、95名、その次に年長になる子は65名。3歳児が86名、2歳児が85名そして1歳児が69名いてそれで0歳児は今の4月1日現在ですので、19名です。未就園児が60数名いると思います。これが今の保育所の実績です。参考になるかどうかわかりませんが。

【委員】28年の答申で10人という数字が出てます。至った根拠っていうのを知りたいんですけど何かそういうった資料ありますか。何を基に10人にしたかっていうのはちょっと見えないんですけど。それがわからないことには、ちょっとこれ整合性も出てくると思うので。

【委員長】事務局の方で何か資料ありますか。

【事務局】ちょっと今すぐ説明できるものを持っていません。何とも言えないんですけど当時の資料見てですね、どういった議論がされたということは、確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員】はい結構です

【委員長】次回それをまとめてまた報告いただくということでお願いします。

【委員】根拠はないんですけど、学校だったら10人ぐらいおったらしいよねってことを教員はよく言います。だけどそれも根拠があるなら僕も知りたい。感覚的に授業をやる時に10人ぐらいいたらしいなっていうのは授業をするときに思うことではあります。

【委員長】教科指導だけじゃないので、教科指導はで1人1人に応じた教育する上では少人数がいいかもしないが。皆さん地域の方々や、あるいは友人にこれまでの自分の経験を基にして聞いたりしながらですね、1学級10人前後の学級についてどうだろうかなど聞いて頂きたいと思います。私も大きな学校の西郷小学校で30人40人、多いときで43人の学級でしたけど、そういうところや、知夫中学校の小規模校にも勤めましたが、大きい学校や小さい学校でいろんな良さもあるし、またマイナスもありました。なかなか適正な人数をここで検討するのは難しいかもわかりません。子供の状態を考えながら、より望ましい人数を考えていただきたい思います。

【委員】もうこの規模の適性って、国も文科省で示してるので。1クラス35っていうのが。新たに隠岐の島町として、規模適正を設定する必要があるのかなっていうのがあって、設定したところで、現状それと一致しないと思っている。順序が逆だと思うんですよ。その規模を決めてから配置っていう、この順番が僕はどうもどうしてもわからない。

【委員長】そこら辺のところ私もよくわかりませんけど。この基準を決めるっていうのではなくて、これによって統廃合が絡むわけですよね。

【委員】そうなんですか。

【委員長】だからね、これが根拠になって、現状が良いとか悪いとか、令和3年度の答申にも出てますよね。10人を超えてるから有木小学校と中条小学校は統合の必要はない、一緒になる必要はないとかいうようなことがあるので、ある程度これ目安になってるんじゃないかなというふうな気はします。ただその10人の学級が本当に望ましいのかどうか。

【委員】それって答え出るんですかね。出さんといけんのんでしょうけど。

【副委員長】先ほどちょっと参考までにお話しましたけども、これだけ出生数が減ってる中で、一応今ね10人という出てましたけどちょっと程遠いところがいっぱい出てきますよね。もうそうなれば、どこかに集中して子供さんが集まり、いうような状況になると思いますので。それを考えるともう、子供が生まれない住人の設定値するというのもこれもちょっと間違いかなと思いつつも、学校現場から考えると、またいろんなお考えもあるでしょうし、難しい問題だと。難しいですかね。

【委員】一応考えておきます。

【委員】ただこれからも学年が0というところも、おそらく出てくるんじゃないかな。

【委員】いやもう既に北小は0の学年があります。

【委員長】それでは、次回までに考えてくる事、1学級の人数10人前後でいいかどうか。ということ、隠岐の子どもたちをどう育てるかというようなことをまず自由にご意見を出していただきたいと思います。

【委員】その中でいいですか。PTAの会長として來るので各学校のPTAの会長にも意見を聞こうと思うんですが、資料っていうのは表に出してもいいですか。

【事務局】はい。

【委員】例えば各学校から教育委員会の方に資料をまとめてもらって、学校と共有することができれば、そこから各学校のPTAと共有できるかと思います。ちょっと西郷中の事務局の先生と相談をしてみます。また連絡あると思います。よろしくお願ひします

## 〔次回検討委員会開催予定〕

日 時：令和6年7月18日（木） 午後1時30分～  
隱岐の島町役場3階 303会議室

【事務局】最後にですが次の会議に備えてですね、また追加で資料が必要だというようなものがあれば、事務局の方までまたご連絡をいただきたいと思います。あと、この会議の方が検討委員会の会議のあり方なんですが、会議録これを広く皆さんに公開するという形ですね、公開の会議ということをさせていただきたいというふうに考えておりますがいかがでしょうか？

【委員長】この会議録は個人の名前出しますか。

【事務局】いや、出さないです。

【委員全員】承知した。

全てを終了した。